

豊中市立地域共生センターの施設利用に係る内規

(総則)

第1条 豊中市立地域共生センター条例（以下「条例」という。）第6条の使用料の減免、豊中市立地域共生センター条例施行規則（以下、「規則」という。）第5条の使用承認の申込み及び第7条の使用承認書の交付、その他豊中市立地域共生センター（以下、「センター」という。）の運営に係る必要な事項について定める。

(使用の承認)

第2条 規則第5条第1項に規定する「使用承認申込書」は、別添1のとおりとする。

2 規則第5条第2項に規定する申込みの受付時期は、次のとおりとする。

区分	受付時期
(1) 次のいずれも満たす場合（条例第2条第1項に該当） ・ 社会福祉事業団体その他の公共的団体であること ・ 社会福祉の増進を図ることをもって地域共生社会の実現に寄与するものであること	使用する日の属する月の6月前の月の初日（休館日に当たる時はその翌日）から
(2) 上記以外のもの（条例第2条第2項に該当）	使用する日の属する月の2月前の月の初日（休館日に当たる時はその翌日）から

ただし、公用（第3条(1)に該当するもの）の場合は前項の区分(1)を適用する。

3 規則第7条に規定する「使用承認書」は、別添2のとおりとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第6条に規定する「公用若しくは公益事業のために使用する」ときの範囲は、次のとおりとする。

(1) 公用

- ① 豊中市または豊中市教育委員会の各部局（以下「市各部局」という。）が使用するものをいう。
- ② 上記以外の公共機関が使用する場合は、共催・協力等関係する市各部局が使用申込を行うものを「公用」として取り扱う。

(2) 公益事業の範囲

次のいずれも満たすものをいう。

- ① 条例第2条に規定する社会福祉事業団体その他の公共的団体が使用するもの
- ② 社会福祉の増進を図り、地域共生社会の実現に資するために使用するもの
- ③ 不特定多数の者の利益の増進に資するもので公益性が高いもの

2 前項(1)に該当する場合、市各部局は規則第13条第1項に規定する「使用料減免申込書」を提出する。

3 前項(2)に該当する場合の使用料の減免は、次のいずれかとする。

- ① 原則、公益事業を行う団体と関係する市各部局が予め地域共生センター所長（以下、「センター所長」という。）に「使用料減免依頼書」を提出するとともに、当該団体が規則第 13 条第 1 項に規定する「使用料減免申込書」を提出する。
 - ② 上記によらない場合は、センター所長が必要と認めるものに限り、当該団体が直接「使用料減免申込書」を提出する。
- 4 前 2 項の「使用料減免依頼書」は別添 3 のとおり、「使用料減免申込書」は別添 4 のとおりとする。
 - 5 複合施設を構成する他施設がセンターを利用する際の使用料は減免とする。

（使用制限）

第 4 条 条例第 4 条に規定するもののほか、飲酒を伴う催しは施設の使用を承認しない。

（使用料の還付）

第 5 条 条例第 7 条に規定する使用料の還付は、別添 5 「豊中市立地域共生センター使用承認取消申出書兼使用料返還請求書」の提出により行うものとする。

附 則

この内規は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。